

工場立地法の緑地面積率等の緩和について(案)概要版

1 概要

工場の敷地面積に対する緑地・環境施設面積率については、工場立地法により、規定されています。

本市では、市内外企業の新規立地を促進するために事業者が取得した敷地を最大限活用できるように、工場立地法における特定工場の緑地面積及び環境施設面積の割合の規制を緩和します。

2 工場立地法

工場立地法が環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的に作られた法律です。

3 特定工場

届出の対象となる特定工場は、製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱及び太陽光発電所は除く。）であって、敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積（合計）が3,000㎡以上の工場です。

4 規制を緩和する理由（工場立地法第4条の2）

地域の実情に沿った緑地整備及び地方分権の要請、公害防止技術の進歩等により、規制が現状に対応していないこと、また、この規制が老朽化工場の建替えや企業立地への支障となっているという各方面からの指摘により、平成24年4月から条例により、国の基準に変えて適用すべき市準則を定めることができるようになりました。

◆工場立地法で規制される項目内容

項目	内容	敷地面積に対する割合
生産施設	物品の製造施設、加工修理施設	生産施設面積率 国が一律に策定（敷地の30～65%）
緑地	樹木や地被植物（芝等）が生育する土地	①緑地面積率 国の定める範囲（敷地の5～30%）において、割合を独自で策定することができます。
環境施設	周辺区域の生活環境の保持に寄与するもの（例：池・噴水・太陽光パネル等）	②環境施設面積率（緑地含む） 環境施設＝緑地＋緑地以外の環境施設 国の定める範囲内（敷地の10～35%）において、割合を独自で策定することができます。
重複緑地	太陽光パネルと重複する緑地 建築物等の屋上及び壁面等に設置する緑地	③重複緑地の緑地面積率算入率 緑地として算入できる率を定めたもの 国の定める範囲内（0～50%）において、算入割合を独自で策定することができます。

◆工場立地法の規定で緩和することができる範囲及び用途地域※の区域表示

区域	国	江田島市での該当地域
第1種区域	第1種、2種低層住居専用地域	第1種、2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 近隣商業地域
	第1種、2種中高層住居専用地域	
	第1種、2種住居地域・近隣商業地域等	
	緑地面積率	
第2種区域	20～30%以上	準工業地域
	準工業地域等	
	緑地面積率	
	10～25%以上	
第3種区域	工業地域・工業専用地域等	江田島市該当なし
	緑地面積率	
	環境施設面積率	
	10～25%以上	
第4種区域	第1,2,3種区域以外	第1,2,3種区域以外
	緑地面積率	
	環境施設面積率	
	10～30%以上	

※用途地域：都市計画法に定める土地の利用方法ごとに分類

- ・住居専用地域：高さにより区分された良好な住居の環境を守るための地域。病院・大学や面積により一定のお店などは建てることができます。
- ・住居地域：住居の環境を守るための地域。面積により一定の店舗・事務所・ホテルなどは建てるができます。
- ・近隣商業施設：住民が日用品の買物をするための地域。小規模の工場も建てるができます。
- ・準工業地域：軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域
- ・工業地域等：工業の利便の増進を図る地域

5 市準則で定める緑地面積等の基準

国が定める基準（現行）		市準則を定める条例による基準	
	市内全域	第1種区域	第2種区域
緑地面積率	20%以上	20%以上	10%以上
環境施設面積率	25%以上	25%以上	15%以上
重複緑地算入率	25%以下	25%以下	50%以下

※第1種区域は現行と変更はありません。

6 広島県内の状況

県内10市町が条例を制定し、緑地面積率等の緩和を図っています。

7 今後のスケジュール

令和3年2月 工場立地法の緑地面積率等の緩和のパブリックコメントの実施（1か月間）
令和3年6月 江田島市工場立地法地域準則案（案）を6月議会に提出